

## 課題カテゴリ 経営戦略

## 01 無料経営相談(ワンストップ相談窓口)



窓口相談

中小企業者が事業経営で抱えている諸問題に対して、専門の中小企業診断士が無料で相談に応じます。また、区内での創業希望者に対し、創業に必要な知識を習得させます。創業希望者がこの相談を4回以上かつ1か月以上かけて受けると、会社設立時の登録免許税が減額される等の制度もあります。(22ページ「千代田区創業支援事業」を参照)

## &lt;対象となる方&gt;

区内中小企業者及び区内での創業希望者

## &lt;利用ケース(例)&gt;

- ①経営全般に係る悩みを専門家に相談したい場合
- ②活用可能な公的融資や助成について相談したい場合

## &lt;申請方法&gt;

## ①申し込み予約

お電話で事前予約をお願いします。

## ②窓口での相談又は訪問相談の実施

中小企業診断士による相談が受けられます。相談希望者の事業所に直接伺って行う訪問相談も可能です(創業相談を除く)。

## &lt;問い合わせ先&gt;



千代田区地域振興部商工観光課経営相談・融資担当  
〒102-0074 東京都千代田区九段南1-6-17 千代田会館8階  
TEL.03-5211-4344 FAX.03-3261-5908  
MAIL.shoukoukankou@city.chiyoda.lg.jp



## 02 マネジメント・サポートデスク



窓口相談

中小企業が抱える経営上の様々な相談を、窓口・電話・電子メールなどで受付、その相談内容に応じて、公的機関の実施している事業や助成制度などの支援策を紹介・活用するなど、経営課題の解決に向けたサポートを実施します。

## &lt;対象となる方&gt;

千代田区内中小企業

## &lt;利用ケース(例)&gt;

- ①経営全般に係る悩みを専門家に相談したい場合
- ②活用可能な公的融資や助成について相談したい場合

※企業経営に関してお悩みの際には、まずは電話やメールでご相談ください。相談内容をお聞きした後に、適切な支援制度と、実施機関、担当部署・担当者などをご紹介します。

区内の中小企業



相談

マネジメント・サポートデスク  
(公益財団法人まちみらい千代田)



連携

千代田区  
(公財)東京都中小企業振興公社  
(独)中小企業基盤整備機構関東本部  
(地独)東京都立産業技術研究センター

## &lt;問い合わせ先&gt;



公益財団法人まちみらい千代田 産業まちづくりグループ  
〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-21  
ちよだプラットフォームスクウェア4階  
TEL.03-3233-7558 FAX.03-3233-7557



## 課題カテゴリ 経営戦略

## 03 専門家派遣等によるサポート



(公財)東京都中小企業振興公社が実施する「専門家派遣」及び(地独)東京都立産業技術研究センターが実施する「オーダーメイド型技術支援」の採択を受けた企業に、その利用料金の一部を助成します。これにより、各機関の支援制度の活用を促進し、企業の負担の軽減を図ります。企業がそれぞれの機関から派遣される専門家のアドバイスを受けやすくすることで、企業の抱える経営上の課題や技術的な課題の解決を図ります。

専門家派遣1回あたり1万円(交通費は助成対象外)

## ＜対象となる方＞

千代田区内に事業所を置く中小企業者等で、

(公財)東京都中小企業振興公社の専門家派遣の採択を受けた企業

(地独)東京都立産業技術研究センターの「オーダーメイド型技術支援」派遣の採択を受けた企業

## ＜利用ケース(例)＞

①経営計画作成のためにコンサルタントの指導を受けたい。

②経営課題(販売促進・知的財産・資金調達など)について知見を有する専門家にアドバイスをもらいたい。

## ＜申請方法＞

## ①申し込み

東京都中小企業振興公社へ、専門家派遣申込又は東京都立産業技術研究センターへ、「オーダーメイド型技術支援」派遣申込をしてください。

## ②派遣決定と費用助成申請

採択後、まちみらい千代田へ費用助成の申請をしてください。

## ③派遣費用の支払い・専門家訪問

派遣費用をお支払いください。

## ④派遣終了報告書提出

派遣終了報告を提出してください。

## ⑤助成金交付

助成金を交付します。

## 〈問い合わせ先〉



公益財団法人まちみらい千代田 産業まちづくりグループ  
〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-21  
ちよだプラットフォームスクウェア4階  
TEL.03-3233-7558 FAX.03-3233-7557



## 課題カテゴリ 経営戦略

## 04 依頼試験に対するサポート



区内中小企業者等が、新製品の開発や製品の改良のため、(地独)東京都立産業技術研究センターが実施する「依頼試験」に申し込み、承諾を受けた場合に、その利用料金の一部を助成します。

## 【補助率・補助上限額】

補助率：2/3、補助上限額：6万円

## 【補助対象経費】

当該年度依頼試験利用料金

## ＜対象となる方＞

千代田区内に事業所を置く中小企業者等で、(地独)東京都立産業技術研究センターの依頼試験利用の承諾を受けた企業

## ＜利用ケース(例)＞

自社の新製品の性能評価を受けたい。

※(地独)東京都立産業技術研究センターの依頼試験項目

強度試験、材料又は製品の環境試験及び性能試験、材料特性試験、顕微鏡観察、化学分析、バイオ分析、ガラス試験、工業製品の微生物試験、におい分析、繊維・複合材料試験、食品試験、非破壊透視試験、放射線試験、精密測定など

## ＜申請方法＞

## ①申し込み

東京都立産業技術研究センターへ依頼試験申込をしてください。

## ②依頼試験決定と費用助成申請

試験承諾後、まちみらい千代田へ費用助成の申請をしてください。

## ③試験料の支払い・試験実施

試験費用を支払い、試験を実施してください。

## ④成績証明書等の提出

交付された成績証明書等を提出してください。

## ⑤助成金交付

助成金を交付します。

## 〈問い合わせ先〉



公益財団法人まちみらい千代田 産業まちづくりグループ  
〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-21  
ちよだプラットフォームスクウェア4階  
TEL.03-3233-7558 FAX.03-3233-7557



## 課題カテゴリ 経営戦略

## 05 千代田ビジネス大賞の実施



評価・認証

中小企業の成長発展を支援する一環として、経営革新や経営基盤の強化に取り組んでいる中小企業や他の企業の模範となる優れた中小企業を「千代田ビジネス大賞」で表彰します。これは、当該企業のさらなる発展のきっかけづくりを目的としています。

## ＜対象となる方＞

千代田区内中小企業

## ＜利用ケース(例)＞

- ①創業後事業活動が順調に推移し、公的な評価を得て更なる信頼を確保したい場合
- ②新たな事業機会のきっかけを得たい場合

## ＜申請方法＞

## ①エントリー申込書の提出

エントリー申込書をHP及びメールにてご提出ください。

## ②一次選考(書類審査)

提出書類に基づき、審査を実施します。

## ③二次審査(現地調査)

中小企業診断士が申し込み企業を訪問し、現地調査を実施します。

## ④諮問委員会

二次審査に基づき、表彰候補企業を選定します。

## ⑤表彰式

表彰及びプレス発表を実施します。



## 〈問い合わせ先〉



公益財団法人まちみらい千代田 産業まちづくりグループ  
〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-21  
ちよだプラットフォームスクウェア4階  
TEL.03-3233-7558 FAX.03-3233-7557



## 課題カテゴリ 経営戦略

## 06 ビジネス法律相談



窓口相談

自社内に法務担当を置くことが困難な中小企業において、契約や労務など事業活動中に発生する様々な法的対応が必要な事例に対して、的確な対応ができるよう弁護士によるアドバイスを無料で受けられる事業です。(予約制)

## ＜対象となる方＞

千代田区内中小企業

## ＜利用ケース(例)＞

知的財産や契約関係などのビジネスに関する法律について相談したい場合



## 〈問い合わせ先〉

公益財団法人まちみらい千代田 産業まちづくりグループ  
〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-21 ちよだプラットフォームスクウェア4階  
TEL.03-3233-7558 FAX.03-3233-7557



## 07 産業財産権取得支援事業



補助金・助成金

産業財産権(特許権・実用新案権・意匠権・商標権)の新規取得に係る経費の一部を補助します。

## ＜主な利用条件＞

- ①ア 法人の場合：区内に本店(本店登記かつ事業実態が同一場所にあること)を有していること。  
イ 個人事業者の場合：区内に主たる事業所(事業実態が同一場所にあること)を有していること。
- ②区内で引き続き1年以上事業を営んでいる。
- ③常時使用する従業員が10人以下である。
- ④ア 法人の場合：法人事業税および法人都民税を滞納していない。  
イ 個人事業者の場合：個人事業税および特別区民税・都民税を滞納していない。
- ⑤会社法に定める子会社ではない。
- ⑥産業財産権にかかる出願人である。  
※医療法人、学校法人、宗教法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人(NPO法人)及び公益法人は対象外となります。

## ＜補助対象経費＞

申請日前1年以内に支払った産業財産権新規取得に要した経費(消費税を除く)

## ＜補助金額＞

補助対象経費の1/2(千円未満切り捨て)又は20万円のいずれか低い額

※利用条件・補助対象経費・補助金額、その他申請に必要な書類等はホームページをご覧ください。

## 〈問い合わせ先〉



千代田区地域振興部商工観光課商工振興係  
〒102-0074 東京都千代田区九段南1-6-17 千代田会館8階  
TEL.03-5211-4185 FAX.03-3261-5908  
MAIL.shoukoukankou@city.chiyoda.lg.jp



## 課題カテゴリ 経営戦略

## 08 事業承継総合支援事業



展示会・マッチング

事業承継の悩みや後継者不在の悩みを抱える中小企業者等に対して、事業承継計画の策定支援、専門家派遣、マッチング支援等を行います。

## 【支援内容】

各都道府県に設置された「事業承継・引継ぎ支援センター」が相談対応や事業承継計画の策定支援、マッチング支援等を行います。

(主な事業)

- ・事業承継に関する相談対応
- ・事業承継計画の策定支援
- ・課題解決に向けた専門家派遣
- ・後継者不在の企業に対するマッチング支援 等

## &lt;対象となる方&gt;

事業承継又は後継者不在の悩みを抱える中小企業者 等

## &lt;利用ケース(例)&gt;

将来的な事業承継に向けて、後継者を確保したい。

## &lt;利用方法&gt;

まず、東京都事業承継・引継ぎ支援センターにご相談ください(専門家が対応。相談無料。)

出典:2024年度版中小企業施策利用ガイドブック

※申込受付を終了している場合もありますので、詳細は問い合わせ先までご確認ください。

## &lt;問い合わせ先&gt;

- ・各都道府県の事業承継・引継ぎ支援センター  
(東京都事業承継・引継ぎ支援センター TEL.03-3283-7555)
- ・中小企業庁 財務課 TEL.03-3501-5803
- ・各経済産業局中小企業課等



## 課題カテゴリ 経営戦略

## 09 事業承継・引継ぎ補助金



## 補助金・助成金

事業承継・M&A、グループ化後の経営革新（設備投資・販路開拓等）に係る費用や、M&A時の専門家活用に係る費用（「M&A支援機関登録制度」に登録されたフィナンシャル・アドバイザー（FA）や仲介に係る費用、セカンドオピニオン、表明保証保険料等）、事業承継・M&Aに伴う廃業等に係る費用（原状回復費・在庫処分費等）を補助します。

## &lt;対象となる方&gt;

- ① 経営革新枠  
経営資源引継ぎ型創業や事業承継、M&Aを行った、中小企業者等。
- ② 専門家活用枠  
補助事業期間内に経営資源を譲り渡す者、または経営資源を譲り受ける中小企業者等。
- ③ 廃業・再チャレンジ支援枠  
事業承継やM&Aの検討・実施等に伴って廃業等を行う中小企業者等。

## 【補助率・補助上限額】

- ① 経営革新枠  
1/2～2/3、600～800万円  
※一定の賃上げを実施する場合、補助上限額を600万円から800万円に引き上げ。
- ② 専門家活用枠  
1/2～2/3、600万円  
※FA・仲介費用については、「M&A支援機関登録制度」に登録されたFA・仲介業者による支援に係る費用だけが補助対象。
- ③ 廃業・再チャレンジ枠  
1/2～2/3、150万円  
※①もしくは②との併用が可能。

## &lt;利用方法&gt;

補助金申請に当たっては、事業承継・引継ぎ補助金事務局のホームページおよび公募要領等を必ずご確認ください。

出典：2024年度版中小企業施策利用ガイドブック

※申込受付を終了している場合もありますので、詳細は問い合わせ先までご確認ください。

## &lt;問い合わせ先&gt;

・事業承継・引継ぎ補助金事務局

経営革新枠について

TEL.050-3000-3550

専門家活用枠/廃業・再チャレンジ枠について

TEL.050-3000-3551

・中小企業庁財務課

